

受験者注意事項（不正行為等について）

不正行為となった場合は退場を命じ、すべての教科・科目の成績が無効となり、失格となります。

1 不正行為とは

- (1) 答案用紙等へ故意に虚偽の記入をすること（本人以外の受験番号を記入するなど）
- (2) カンニング（カンニングペーパー・参考書・他の受験者の答案を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること
- (3) 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること
- (4) 試験時間中に、問題冊子・答案用紙を受験室から持ち出すこと
- (5) 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること
- (6) 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末や電子辞書等の電子機器類を使用すること（ストップウォッチ機能は使用できません）
- (7) 試験時間中に、定規等の補助具を使用すること
- (8) 「解答やめ。鉛筆を置いて問題冊子を閉じてください。」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること

2 不正行為となることがある行為とは（指示等に従わない場合は1と同様に不正行為となります。）

- (1) 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末や電子辞書等の電子機器類、定規等の補助具をかばん等にしまわず、身につけていたり手に持っていること
- (2) 試験時間中に、携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること
- (3) 試験に関することについて、自身や他の受験者を利するような虚偽の申し出をすること
- (4) 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること
- (5) 試験場において監督者等の指示に従わないこと
- (6) その他、試験の公平性を損なうようなおそれのある行為をすること

3 受験票以外に試験時間中に机に置けるもの

鉛筆（黒、「HB」「B」程度）、シャープペンシル（黒、「HB」「B」程度）、消しゴム、鉛筆削り（電動式・大型のものを除く）、眼鏡及び時計（時計機能だけのもの）に限ります。辞書、電卓、端末等の機能があるもの、それらの機能の有無が判別しづらいもの、時計のアラーム、秒針音のする時計は使用できません。なお、試験場に時計はありません。

※ 受験者の付添者は各試験場へ立ち入りできません。

※ 注意事項の詳細は、学生募集要項P4～P6に記載しています。事前に熟読してください。